

資料1

「学校の働き方改革」はなぜ必要か？

平成30年2月、文部科学省から学校の働き方改革に関する通知が出され、教員の多忙化の緩和に向けた動きが本格化しました。教員が学習指導だけでなく、生徒指導などを一体的に行う日本型の学校教育は国際的にも評価されています。しかし今、こうした従来のような教育活動を続けられるかどうかの岐路に立っています。

文部科学省が平成28年に実施した勤務実態調査によると、1か月に80時間以上に相当する時間外勤務を行っている教員が、小学校で約3割、中学校で約6割に上るといった実態が明らかとなりました。平成30年のOECD調査では、日本の教員の勤務時間が世界最長であることも明らかになりました。これまで、「子どものため」という合言葉のもと、学校では、社会の様々な要請を受けながら、熱意や使命感ある教員たちが子どもに関わる多くの業務を担ってきました。しかし、「子どものため」とはいっても、長時間勤務で疲弊していく教員ではよい指導はできません。それどころか、過労死を引き起こしたり、心身の病に陥り、離職したり、休職したりする教員の数も年々増えてきています。同じ頃、教員の働き方が、「ブラック」と大きく報道されることにより、意欲・能力のある若者が教員を志さなくなり、学校教育の質の低下が心配されています。実際に、愛知県の教員採用試験の倍率も年々減少傾向にあります。また、正規教員の育児休暇取得等による補充の講師を見つけることができず、欠員が生じている学校が多数あります。そこで、教員のこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、効果的な教育活動を行えるようにするために、「学校の働き方改革」が求められているのです。

子どもたちを指導する教員自身が日々の生活の質や教職人生を豊かにし、自らの人間性や創造性を高め、自らの授業を磨かなければなりません。「学校における働き方改革」の基本的な考え方とは、教員の日々の業務の在り方を見直すことで、教員自身の生活の質を改善し、それが子どもたちにとっても最適な指導へつながっていくものです。

愛知県では平成29年3月に策定した「多忙化解消プラン（別紙）」に従い、「働き方改革」を進める。令和2年までに、在校等時間80時間以上を0%にすることを目標として設定。

教員の多忙化解消プラン（概要）

【プラン策定の趣旨】

教員の長時間労働の改善は、教員が一人ひとりの子どもに丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた指導を実現していくための重要な課題であるため、保護者や県民の理解を得ながら、市町村教育委員会、学校とともに、教員が学習指導、生徒指導などの本来的な業務に専念できる環境づくりを進める。

【基本的な考え方】

「教員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスに十分配慮し、各教員が健康的に教育活動に従事できる環境を整えていくことは、学校設置者の責務であり、質の高い教育を持続的に行っていくための基盤である。」

【達成すべき目標（指標）：在校時間^{*}が月 80 時間を超える教員の割合】

<平成 27 年度時点>

小学校 10.8%、中学校 38.7%、高等学校 14.0%、特別支援学校 1.0%
(小学校・中学校：平成 27 年 11 月、高等学校・特別支援学校：平成 27 年 4 月)

<平成 30 年度> 現状数値の半減以下を目指す

小学校 5% 以下、中学校 20% 以下、高等学校 5% 以下、特別支援学校 0%

<平成 31 年度> 全校種 0% を目指す

<平成 32 年度>

全校種 0% を継続しつつ、国の働き方改革の動向を踏まえ新たな目標を設定

* 在校時間：休憩時間を含む正規に割り振られた勤務時間（8 時間 30 分）以外に自主自発的に業務に従事した時間

【具体的な取組の柱・進捗状況の点検】

改善【Action】

4 つの取組の柱【Plan】

(1) 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化

(2) 業務改善に向けた学校マネジメントの推進

(3) 部活動指導に関わる負担の軽減

(4) 業務改善と環境整備に向けた取組

点検【Check】

（県教育委員会、市町村教育委員会、県立学校長会、PTA、有識者等）

フォローアップ会議

実行【Do】

【4つの取組の柱の内容】

取組の柱（1）長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化

- ① 在校時間調査の改善
- ② 学校における在校時間管理の徹底
- ③ 勤務時間の割振の適正な実施
- ④ 全県的な学校の開錠・施錠時間等の設定
- ⑤ 夏季休業中の学校閉校日の設定
- ⑥ 人事評価等を通じた管理職の意識改革の促進
- ⑦ 教職員のメンタルヘルス対策の推進
- ⑧ 保護者・県民に対する周知・啓発キャンペーンの実施
- ⑨ 実態に見合った教職調整額とするよう国に要請

取組の柱（2）業務改善に向けた学校マネジメントの推進

- ① 学校の業務改善目標の位置付けの明確化・学校評価の活用
- ② 学校マネジメントに関わる体系的な研修の実施
- ③ 事務職員の学校運営への参画、学校事務の共同実施の推進

取組の柱（3）部活動指導に関する負担の軽減

- ① 休養日及び活動時間についての方針等の策定
- ② 学校経営案に部活動の運営方針を明記
- ③ 学校教育活動の一環としての適正な部活動指導の実施
- ④ 中小体連、高体連、競技団体との協議の実施
- ⑤ 外部指導者及び再任用教員の活用、部活動顧問への支援
- ⑥ 教員表彰における部活動指導の取り扱い
- ⑦ 休日の部活動指導に関する手当の改善の検討
- ⑧ 「総合型地域スポーツクラブ」の育成
- ⑨ 教員の勤務時間外における部活動運営の手法の研究

取組の柱（4）業務改善と環境整備に向けた取組

- ① 取組実践検証校における教員の業務の精査、成果の普及啓発
- ② 教育委員会が実施する会議、調査、研修、研究指定校等の精選
- ③ 学校給食費の徴収・管理業務の改善
- ④ 校務支援システムの活用
- ⑤ 専門スタッフ等の配置の拡充
- ⑥ 地域が学校を応援する体制整備への支援
- ⑦ 教職員定数の改善

公立学校における働き方改革の推進について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の制定
(昭和46年)

- ・時間外手当は支給しない。代わりに教職員調整額（給料月額×4%）を本給として支給。
- ・時間外の勤務は原則、命じない。命ずる場合は、政令で定める業務（超勤四項目）に従事する時であり、臨時または緊急のやむを得ない場合に限る。



公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正
(令和元年12月)

①1年単位の変形労働時間制の適用

（地方公共団体の判断により適用が可能）

②業務量の適切な管理等に関する指針の策定

（勤務時間外に行う業務がのほとんどが超過勤務命令によらないものであることを踏まえ、
教員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため）
これまでのガイドラインを、指針に格上げし、在校等時間の縮減の実効性を強化する。

- ・在校時間の上限は、*1か月45時間以内、1年間で360時間以内と設定。

*児童生徒等に係る臨時の特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月
が100時間未満、1年間で720時間以内。ただし、連続する複数月の平均在校時間は、
80時間以内かつ、45時間超の月は年間6か月まで。

- ・在校等時間はICTの活用やタイムカード等により客観的に計測

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要

部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立つてきたが、休日を含め長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとつては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の面方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日ににおける地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
(育成マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用)
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校(地域)における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加大会の精選、大会参加資格の標準化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

在校時間等の状況

(臨時休業中)

4月	学校名	提出対象 人数	提出人数	100時間 超の人数	80時間超 100時間 以下	45時間超 80時間 以下	45時間 以下	月80時間超過 割合
高浜市	高浜小	30	30	0	0	3	27	0.0%
	吉浜小	38	38	2	1	2	33	7.9%
	高取小	30	30	0	0	1	29	0.0%
	港 小	26	26	0	0	3	23	0.0%
	翼 小	40	40	0	1	2	37	2.5%
	小学校計	164	164	2	2	11	149	2.4%
	高浜中	61	61	0	0	2	59	0.0%
	南 中	38	38	1	0	0	37	2.6%
	中学校計	99	99	1	0	2	96	1.0%
小・中学校合計		263	263	3	2	13	245	1.9%
				1.1%	0.8%	4.9%	93.2%	

(臨時休業中)

5月	学校名	提出対象 人数	提出人数	100時間 超の人数	80時間超 100時間 以下	45時間超 80時間 以下	45時間 以下	月80時間超過 割合
高浜市	高浜小	30	30	0	0	1	29	0.0%
	吉浜小	38	38	0	1	3	34	2.6%
	高取小	30	30	0	0	0	30	0.0%
	港 小	26	26	0	0	3	23	0.0%
	翼 小	40	40	0	0	2	38	0.0%
	小学校計	164	164	0	1	9	154	0.6%
	高浜中	61	61	0	0	0	61	0.0%
	南 中	38	38	0	0	1	37	0.0%
	中学校計	99	99	0	0	1	98	0.0%
小・中学校合計		263	263	0	1	10	252	0.4%
				0.0%	0.4%	3.8%	95.8%	

6月	学校名	提出対象 人数	提出人数	100時間 超の人数	80時間超 100時間 以下	45時間超 80時間 以下	45時間 以下	月80時間超過 割合
高浜市	高浜小	30	30	3	5	19	3	26.7%
	吉浜小	38	38	4	5	17	12	23.7%
	高取小	30	30	2	1	10	17	10.0%
	港 小	26	26	0	3	16	7	11.5%
	翼 小	40	40	1	6	23	10	17.5%
	小学校計	164	164	10	20	85	49	18.3%
	高浜中	61	61	0	12	32	17	19.7%
	南 中	38	37	5	11	17	4	43.2%
	中学校計	99	98	5	23	49	21	23.6%
小・中学校合計		263	262	15	43	134	70	22.1%
				5.7%	16.4%	51.1%	26.7%	

在校時間等の状況

7月	学校名	提出対象 人数	提出人数	100時間 超の人数	80時間超 100時間 以下	45時間超 80時間 以下	45時間 以下	月80時間超過 割合
高浜市	高浜小	30	30	1	3	15	11	13.3%
	吉浜小	38	38	1	3	17	17	10.5%
	高取小	30	30	0	3	8	19	10.0%
	港小	26	26	0	1	18	7	3.8%
	翼小	40	40	0	4	22	14	10.0%
	小学校計	164	164	2	14	80	63	9.3%
	高浜中	61	61	0	11	37	13	18.0%
	南中	38	38	2	6	23	7	21.1%
	中学校計	99	99	2	17	60	20	19.2%
小・中学校合計		263	263	4	31	140	88	13.3%
				1.5%	11.8%	53.2%	33.5%	

8月	学校名	提出対象 人数	提出人数	100時間 超の人数	80時間超 100時間 以下	45時間超 80時間 以下	45時間 以下	月80時間超過 割合
高浜市	高浜小	30	30	0	1	1	28	3.3%
	吉浜小	38	38	0	0	3	35	0.0%
	高取小	30	30	0	0	0	30	0.0%
	港小	26	26	0	0	3	23	0.0%
	翼小	40	40	0	0	0	40	0.0%
	小学校計	164	164	0	1	7	156	0.6%
	高浜中	61	61	0	0	10	51	0.0%
	南中	38	38	0	1	5	32	2.6%
	中学校計	99	99	0	1	15	83	1.0%
小・中学校合計		263	263	0	2	22	239	0.8%
				0.0%	0.8%	8.4%	90.9%	

9月	学校名	提出対象 人数	提出人数	100時間 超の人数	80時間超 100時間 以下	45時間超 80時間 以下	45時間 以下	月80時間超過 割合
高浜市	高浜小	29	29	1	0	18	10	3.4%
	吉浜小	38	38	1	6	19	12	18.4%
	高取小	30	30	0	1	16	13	3.3%
	港小	26	26	0	1	17	8	3.8%
	翼小	40	40	0	4	25	11	10.0%
	小学校計	163	163	2	12	95	54	8.6%
	高浜中	61	61	0	14	31	16	23.0%
	南中	38	38	2	9	23	4	28.9%
	中学校計	99	99	2	23	54	20	25.3%
小・中学校合計		262	262	4	35	149	74	14.9%
				1.5%	13.4%	56.9%	28.2%	